

| 新  | 旧   | 備考 |
|--|---|----|
| <p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05-制度-00031<br/>沿革 (略)<br/><u>平成 25 年 9 月 27 日 一部改正</u></p> <p>第 1 章 定義 (第 1 条-第 8 条)<br/>第 2 章 個別保証枠 (第 9 条-第 1 4 条)<br/>第 3 章 保険料率算定 (第 1 5 条)<br/>第 4 章 保険の申込(第 1 6 条-第 1 8 条)<br/>第 5 章 保険料 (第 1 9 条-第 2 0 条)<br/>第 6 章 保険金の支払等 (第 2 1 条)</p> <p>第 1 章 定義等 (略)</p> <p>第 2 章 個別保証枠<br/>第 9 条~第 1 2 条 (略)</p> <p>(決済等通知書の提出等)</p> <p>第 1 3 条 第 1 0 条第 1 項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該輸出契約の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約の支払人に変更があったときは、<u>当該輸出契約等の相手方が名簿において E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格に格付されている場合に限り、</u>決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。</p> <p>第 1 4 条 (略)</p> <p>第 3 章~第 6 章 (略)</p> | <p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05-制度-00031<br/>沿革 (略)</p> <p>第 1 章 定義 (第 1 条-第 8 条)<br/>第 2 章 個別保証枠 (第 9 条-第 1 4 条)<br/>第 3 章 保険料率算定 (第 1 5 条)<br/>第 4 章 保険の申込(第 1 6 条-第 1 8 条)<br/>第 5 章 保険料 (第 1 9 条-第 2 0 条)<br/>第 6 章 保険金の支払等 (第 2 1 条)</p> <p>第 1 章 定義等 (略)</p> <p>第 2 章 個別保証枠<br/>第 9 条~第 1 2 条 (略)</p> <p>(決済等通知書の提出等)</p> <p>第 1 3 条 第 1 0 条第 1 項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該輸出契約の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約の支払人に変更があったときは、<u>決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。ただし、当該輸出契約等の相手方が名簿において E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格以外に格付された場合は、この限りでない。</u></p> <p>第 1 4 条 (略)</p> <p>第 3 章~第 6 章 (略)</p> |    |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p><u>附 則</u><br/><u>この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から実施する。</u></p> |  |  |
|--|--|--|